



# 自伝的な借金地獄 の取り扱い説明書



※使用前の医師の診断は  
必要ありません。

不動産再生屋  
山本

## 1. 学生時代

---

横須賀で建築・不動産を営む父と山形生まれの母の元に生まれた。

父親の事業の経営状態はまずまずで、私は何不自由なく育った。

小学生の時はガキ大将、中学は意外と優等生(笑)

但し。高校生になると単車とロックにハマリ、悪ガキの域を乗り越えていた(笑)

学校への出席率より喫茶店や雀荘への出席率の方が高い。

喧嘩なんか日常茶飯事。「単車で一人で走るのが好き」と言っていたが、何故か集会には良く行っていた(笑)

バンドにも誘われ、当時、横須賀で異常に人気のあった半プロバンドに入り、「女の子が歩くと妊娠する」と言われていたドブ板のライブハウスをたまり場としていた。

そうそう、この頃、私が子分にしていた"ヒデ"という小太りのガキが後に、「Xナントカ」というバンドの"hide"だったという事は彼が亡くなってから気づいた事である。

そんな高校生活を奇跡的に卒業し、土木系の短大に進学するも、最初の1年は高校生気分が抜けきれず、周りの期待通りに留年(笑)

確か、とある集団傷害事件で逮捕されたのはこの時だったっけ(笑)

二回目となる一年生から何故か目覚めて優等生に。クラスで上から5番目で卒業した。

(名前順とかじゃなくて成績順)

本来は他の企業に就職して修行するはずだったが、父親の会社の経営状況が悪くなり、設計会社に内定していたのだが父親を危篤にして内定を断り(笑)父親の会社に就職。

今思えばコレが悲劇の第一歩だった(笑)

## 2. 大工時代

---

経営状態が悪くなったとはいえ、最悪な状況ではなかった為、直ぐにどうとうなる状況ではなく、私は父親に「仕事を覚えるにはまず現場からだ」と大工の修行に出された。

建築関係の短大を出たばかりの私は、「オレって何でも出来るジャン」と浮かれていたのに、父から「大工やれ」という一言は「マジっで？」っと奈落の底に落とされた気分だった。  
(しかし、後にこの経験に感謝することになる)

「っても、社長の息子だし、軽く数ヶ月で監督っしょ」  
っと、考えていたが世の中そうは甘くなかった。

会社で懇意にしていた棟梁のところへと修行に出されたのだが、コレがマジで小僧扱い。住み込みでまずは親方の身の回りの世話的な雑用。

「オレは短大出てるんだぞ」っても土木科なのでmmでしか寸法が分からない。日本の在来工法での木造建築はすべての単位が「尺」

材料でも「ソコの1,2,3(いん、にっ、さん)持ってこい」っと呪文のような言葉を言われても何のこっちゃ分からない状態(笑)

メモ帳が必需品で、メモした事を暗記する方が大変だった。

※「いん、にっ、さん」とは寸法で(1寸2分×1寸3分)の角材の事。

mmだと36mm×40mm。

ナンダカンダで修行を6年こなし、7年目で父親の会社の物件である建て売り新築を任された。4棟目までは大工としてのみ働いていたが、5棟目からは大工兼現場監督として新築一棟まるまる、自分の手で完成させた。

コレが父が描いていた私の教育方法で、建物がどうやって出来上がって行くかを身を持って経験させるコトが仕事を覚えさせる一番の近道だと考えていたらしい。

後になって分かるコトだが、私の経験第一主義はココからのようで、ある意味父のおかげでもある。

7棟目を終えた段階で、現場で直に叩く大工を辞めて、営業兼現場監督を主とした仕事が始まった。

現場監督時代もユンボ(建設機械:穴掘ったり解体したりするヤツ)の免許取ったり、足場掛けたり、基礎工事やったりと現場に出るのは大好きだった。

また、この頃から不動産業務も勉強するコトになる。

### 3. 不動産屋そしてバブル時代

---

現場を引退(?)した後は、営業・現場管理・不動産業務を兼任した。

特に不動産業務は新しいモノ好きの私にはたまらなく魅力的で、ドンドンとのめり込んでいった。

町場の小さな不動産屋は仲介・賃貸管理・立ち退き交渉・競売・・・とおおよそ不動産屋として行える業務の全てをこなす。

やらない業務としたら大手しかお目に掛かれない信託受益売買くらいなモノだ。

会社所有の賃貸ビルもあり、大家業も学べた。

この経験も今の私にとってはとても良い結果となったのだが、この時はまだそんなコトなど微塵も思わなかった。

バブル景気も経験し、1物件を1日に5回ころがしたコトもあった。

その時は朝から銀行に行き、1時間おきに次の買主を呼んで、売買契約と同時に決済。売買契約・決済を5回も繰り返した。

同じ契約書なのに金額だけが3割、5割、7割と、増えていく様は今考えれば異様なコトだった。最初から出来レースなので司法書士も同じ人で、最初と最後だけ仕事をし、途中の3回の決済には同席していただけだった。

(中間省略が簡単に出来た時代だったからね)

知り合いの同業者は一気に金持ちになり、ベンツを何台も乗り出したり、クルーザーまで手に入れたヤツもいた。

そういえば、いきなり「飲みにいこうよ」と誘われてクルーザーに乗せられ、京都まで飲みに行ったコトもあったっけ(笑)

私？

私はそんなに儲けなかったから、年に数回ハワイに通っただけだったけど(笑)

っても、世の中はそんなに甘くはなく、世紀の不動産屋の宴は終演を迎えた。

羽振りの良かった同業者達は、次々と消えていなくなった。

(今も行方が分からないヤツがいる)

バブルの崩壊を読めなかった私と父は最高値で仕入れた土地を悪法である国土法に妨げられ、売り出す前にバブルは崩れ始め、売り出し許可が出た時には既に仕入れ値の3割減でも売れる状態ではなかった。

そして、ココから借金地獄に陥って行くのである。

## 4. 借金地獄の始まり

---

会社のメイン事業は分譲住宅の製造・販売だった。

銀行から借入し、土地を購入、宅地を作り、建物を企画・設計し、土地付き建物の分譲をしていた。

だからバブル前から銀行からの借入はあり、物件が売れては返し、また仕入れて借りるという繰り返しだったが、売れ残る物件は無く、借入は常にあったが返済を滞る事などあり得なかった。

確か、一番の全盛期の借入は10億は越えていたと記憶している。

しかし、バブル崩壊直前に仕入れた物件が売れず、バブル崩壊を迎え、仕入れ値の1/3にまで価格を落としても売り切れなかった。

ある日メインバンク(某第一勧銀)に呼び出され

「自宅売ってよ。」

この一言から私の借金地獄が始まった。

バブル最中に仕入れた物件の共同担保で自宅に根抵当権を付けさせられたが、コレも本来なら自力で買える物件を、当時の担当者の成績が足りないからといって、無理矢理借りさせられたモノだった。

そして最後の引導を私に告げたのも、その時に私の前で土下座して「お願いですから助けて(借りて)下さい。」と言ったヤツだった。

本当に腸が煮えくり返る思いだった。

しかし、当時の私は銀行との良好な関係を保つ事が仕事を続けていける唯一の方法だと信じていたので、彼らの横暴を受け入れざる負えなかった。

そして、私は私の手で自宅を壊した。

ユンボで最初に壊した壁が剥がれた瞬間に見えたのが、子供達と過ごした居間だった。

落書きの跡や、日焼けしたポスターの跡が残る壁を見た瞬間、涙が溢れ出てきた。どう踏ん張っ

ても涙を止める事が出来ず、若い職人に任せて、近くに停めていた車の中で泣いた。

メイン事業の分譲住宅販売の最後の物件である自宅を売却した会社には、新しいブツを仕入れる力など無く、同業者の建て売り住宅の建築のみを受けたり、増改築や、テナント工事、不動産仲介などでしのぎを削ったが、6億という借金を払い続けるまでの売り上げをあげる事が出来ず、全盛期には30名いた従業員を全員解雇し、私と父だけになった。

それでも、銀行への返済、買掛金の支払い、事務所維持費などに足りる訳もなく、ついに商工ローンから借りるようになった。

商工ローン大手S社から最高3000万円。大手N社からも3000万円。準大手I社・S社から1000万円ずつ。当時の利息は39%程度だった(後の法律改正で29%に下がる)

商工ローンはなぜ破綻しかけている会社に貸すのか。

それは第三者の連帯保証人をつけさせるからだ。

主債務者がコケたら主債務者にいくら請求したところで回収は出来ない。不動産などの資産は既に銀行に押さえられているから、後付けの商工ローンに回ってくるはずはない。それ以外で回収する方法といえば第三者の連帯保証人から取ればいい。

また、第三者の連帯保証人をつける事によって主債務者が「連帯保証人にだけは迷惑をかけたくない」と考え、じり貧になっても優先して返そうとするからだ。

私も第三者の連帯保証人をつけさせられた。

母・弟・義理父・取り引先の社長・父親の知人

「絶対に迷惑はかけないから」

心からそう思っていた。本心だった。何がなんでも迷惑はかけないと。

しかし、人間には限界がある。出来る事と出来ない事が。

100mを10秒切って走る事なんて出来ないと簡単に分かる。

しかしこの時、迷惑を絶対にかけないという事が無理な事だという事には気がつかなかった。

商工ローンを借りては返しの繰り返し、俗にいう自転車操業の開始である。

しかし、銀行の借り入れだけでも返せない会社が、それに上乘せして高利の商工ローンへと返す



にも限界があり、父親の親族からも数千万円援助してもらったりと、支払い日前日には仕事そっちのけで資金繰りの為に駆けずりまわっていた。

この時の私は本当に日銭欲しさに、色んな仕事を何でもやった。特に競売関係の仕事を覚えたのはこの時期だった。

当時は競売物件を扱うのは反社会的組織系列の不動産屋が多く、その筋から仕事を依頼され、競売の入札・手続き、居住者の立ち退き交渉、果ては競売物件の占有(要は居座って立ち退き料をもらう)まで、競売に関わるありとあらゆる仕事を請けた。

それでもお金が足りなくて、苦し紛れに私個人の借り入れでサラ金7社から借りて、会社の支払いに充てていた。

しかし、当たり前だがコレも長続きはしなかった。

そして、1枚のDMから借金地獄の底まで落ちて行く事になる。

## 5. 闇金からの借り方

---

「即日融資、初回300万円まで」

「年利3%~5%」

「最長10年返済可能」

「連帯保証人・担保不要」

とても良質な紙を使い、印刷もきれいなDM。

しかし冷静になってよく見れば、怪しいところだらけ。

だけどその当時の私の精神状態で、コレを冷静に分析する事など不可能だった。

借金地獄に陥った人間の思考は「お金を作る」＝「借りてくる」だけになってしまい、仕事で金を作ろうという考えは消えてしまう。

そして、甘い言葉にも疑いを持たず、誘われるままその罠にはまる。

DMに書かれた連絡先に電話を入れ、数時間後にはウチの事務所に来ていた。

DM・電話での印象とはかけ離れ、茶髪にチャラけた仕草。しかしコレも私達には何も感じなかった。

「社長のところは・・・コレじゃお貸し出来ませんねぇ」

決算書・当座残高証明・手形、小切手帳。その他もろもろの書類を一通り目を通した若造は言った。

「でも、折角、お電話頂いたし、私も手ぶらでは帰れないので、まずは信用を付ける意味で初回は短期でのお取引という事でいかがいでしょうか？」

ウチは信用が無いから、DM通りの内容の貸し方は出来ないという事だ。

冷静になって考えれば銀行はもとより商工ローン数社から目一杯借りているのだから、まともな金融機関なら貸すわけがない。

注意深く観察していれば、ヤツの決算書の見方なんてイイ加減なはずだった。

「初回ですので、100万円を本日お貸しします。返済期日は10日後。その時に100万円を返済して下さい。1回決済してもらえれば、次回からは信用貸しで増額も長期分割も可能ですから。本日は、初回手数料と先取り利息を頂いて・・・80万円の手渡しとなります。」

10日で2割の利息という事だ。

法律が分からない人でも、映画やドラマなどで「ウチはトイチ貸しなんじゃ」と凄んでいるヤクザもんを見たことがあるだろう。

10日で1割だから「トイチ」。

ウチは10日で2割だから「トニ」。

トイチなんてカワイイもんだ。

しかし冷静な判断が出来ない頭と、翌日に迫った支払いの事を思うと、80万円を貸てくれるという若造が天使に見えた。

期日が未記入の100万円の手形を切らされ

「もし10日後にご返済が厳しい場合は、お気軽にご相談下さい。利息は掛かりますが、期日延長のご相談にも応じますから」

手形取引などではコレをジャンプと呼ぶ。支払い期日に入金が出来なかった場合、20万円(利息分)を支払えばその期日を延長するという意味だ。

こうして、80万円の現金と引き替えに地獄の底に降り立った。

## 6. 闇金の罠

---

銀行の支払いも商工ローンの支払いも出来ない会社が闇金に借りたのだから、余計に支払いが厳しくなるのは小学生にだって分かる事。

だから当然の如く1社も決済なんて出来やしない。

それどころかジャンプ金すら用意出来ない。

死んでいるにも関わらず動き回っている。

そう、まるでゾンビのような会社だ。

そんなゾンビ会社に闇金の決済が翌日に近づいた日の朝。

前夜に届いた数枚のFAXの中に

「即日融資。担保不要」の文字が。

これが闇金の追い込み方だ。自分が貸し出した顧客の決済日の前日に仲間の闇金、若しくは系列の闇金にデーターを流し、別な業者を装ってFAXを流す。

そこで新規の借入れをさせ、翌日に決済をされても取引は続けさせる事が出来る。

大概の債務者は借入金の一部で翌日のジャンプ金を支払い、残りを他の資金繰りに回す。

そうなれば、2口の借入れが出来上がる。

そしてまた10日後には別の業者を装ったFAXが流れる。

これを1ヶ月も続ければアツと言う間に闇金地獄の出来上がりだ。

さすがにそこまでなれば気がつくだろうって思った人もいるだろうが、何度も言うように既に冷静な判断は出来ない。

借金で首が回らないという人は、その呼び方の通りにある一方の方向しか見えなくなってしまう。

その唯一見える方向が「どこか貸してくれるところはないか？」という事なのだ。

私も父も一方向しか見えない立派な首が回らない破綻者だった。

ウチに貸してくれるところなんて闇金しか無いと分かっているのにも関わらず、次々と甘い言葉で言い寄って来るヤツらの罠にハマリ、2ヶ月後には4社から600万円の借金が出来上がった。

もうこれで闇金地獄から抜け出せなくなってしまった。

## 7. 荒んだ生活～蜘蛛の糸発見

---

闇金から借り続けている間の生活は、誰が見ても正常ではなかった。

ガス・電気は何度も止められ、家に入れるお金など無く、財布の中には数百円なんて当たり前。

ロウソクの灯りで夜を過ごしたり、車で30分掛かる親族の家に行ってお風呂を借りたり。

カップラーメンなど買えないから特売の5食入りのインスタントラーメンで育ち盛りの子供3人の夕食を済ませたり、パン屋さんからパンの耳を貰い、ソレで1週間の食事を賄ったりと、先進国に住んでいる人間とは思えない生活をしていた。

それでもなんとか綱渡りの生活が続けていたが、さすがに肉体的にも精神的にも参ってしまい、ついに最悪の結末を考えることになる。

「オレが死んだらいくらになるのかなあ？」

私は自他共に認める楽天家で、どんな難問にぶち当たっても「何とかなるべっ」と過ごしてきた。

そんな私でさえ、自死を考える程、心も体も病んでいた。

しかし、その考えは5秒足らずで諦める事になった。

そう。生命保険など既に解約していたのである。

子供にパンの耳食わしているヤツが生命保険の保険料など払える訳がない。そんな金があったらちゃんとした飯を食わせている。

「なんだオレ、死んでもいくらにもならないじゃん」

生命保険を解約していた事が私の命を救った。

余りにも貧乏過ぎると逆に死ねないモノなのだ(笑)

そしてコレが私の考えを変えるきっかけとなる。

「本当に何も出来ないのか？」

私は楽道家でもあるが、ややこしい問題に当たるとソレを解読したくなる悪い癖も持っている。

友人の家に行き、事情を話してPCを借りて「借金・地獄・倒産」などのキーワードを検索した。  
(当時、インターネットが流行り始めた時代でまだ電話回線でジーッコ、ジーッコっと繋いでた(笑))

「借金地獄・倒産危機から、自力で脱出する方法」

「吉田猫次郎」

いかにも自分で作りました的な素人感満載のHP。しかしその内容に私は驚き、そしてのめり込んでいった。

そう、彼がHPに載せていた体験記の内容は、借金の額が違うだけで、銀行・商工ローン・サラ金・親戚・闇金と全てが同じだった。

そして借金地獄の底から這い上がる姿を克明に書いていた。

本当にこんな事が出来るのだろうか？

私は一気に彼の体験記を読んだ後にそう思った。

この地獄から解放される方法がココに書かれている。本当にこの苦しみから解放されるのだろうか？

私は友人に頼んで、HPを全てプリントアウトしてもらい、家に持ち帰った。

深夜に一人でもう一度読み直した。

本当にコレで解放されるんだったら。

半信半疑のまま、フッと一番最初のページに目がいった。

HPのトップページ。

「はじめに」と書いてある文章の最後の行。

「私にだって出来たのだからあなたに出来ないはずはありません」

そうだ。コイツが出来たんだから私にだって出来ないはずはないんだ。

この出会いが私の人生の大きな分岐点となる。



## 8. それでも掴まなかった蜘蛛の糸

---

私は翌日、ナケ無しのお金で電話料金を支払い、ネット環境を復活させた。

そして彼のHPにあった相談窓口的なモノ(記憶が定かではないが、相談フォーム的なモノだった気がする(笑))に状況と携帯電話の番号などを書き入れ、彼からの返事を待った。

書き込んだ事で少しテンションは上がっていたのだが、ソレも数時間しか持たなかった。

現実はその瞬間も存在していて、資金繰りに奔走する日々が続いた。

それから数日経ったある日。

その日は翌日に闇金の支払い期日が迫っていて、未完成物件の売り掛け金の前払いをお願いすべく、顧客先に車を走らせていた。本来なら顧客に先払いなんて頼みたくない。

しかし背に腹は変えられない。

嫌な思いのまま運転をしていた時、携帯電話が鳴った。

車を路肩に停めた。電話の主は父親からだった。

「100万円借りれた」

どことなくドヤ声の親父の声。

「また闇金か・・・」

「仕方がないだろ！それしか貸してくれるところはない！」

私の中から数日前の高いテンションは消え去り、再び借金地獄の底に住み着いた住人になってしまった。

まあ、いいか。コレで客に前払いのお願いをしなくて済む。

停車した車を再び出す気力を貯めるタメに、たばこに火をつけた瞬間、携帯電話が鳴った。知らない番号だった。

私は何も考える気力も無く、電話に出た。

「山本さんですか？メッセージ頂いた吉田猫次郎と言います。」

ああ、本当に居るんだ。

「闇金4社は大変ですね。でも何とかなるから大丈夫ですよ……」

それ以降の彼の言葉は正直覚えていない。

感動や興奮で覚えていないのではない。

再び地獄の底の住人から這い上がる気力が失せていたからだ。

「はい……はい……はい……」

私の気のない返事に彼が気づき、ほんのわずかの沈黙の後

「急には理解出来ないと思いますので、お父さんと良く話し合ってみてください。但し、闇金は1日でも早く対処しないとダメですよ。何かあったら携帯に連絡下さい。」

「ありがとうございます。」

ボーッとした夢うつつのような時間に感じた。

しかし、ソレは現実で、私は彼にちゃんと相談出来なかった事を後悔していた。

でも、あの時はただ、翌日の闇金の期日から解放された安堵感の方が上回ってしまった。

大事な事を見失ってしまう程、病んでいた。

それが天から降りてきた蜘蛛の糸だと気づかずに、自分からソレを掴む事を拒んでしまった。

コレがまた更なる悲劇を呼ぶ事も理解出来ないまま。

## 9. 不渡り寸前。闇金の回収方法

---

借金病とは恐ろしいモノだ。

頭では既に返せないと分かっているのに、借金返済日の前日になると

「他に貸してくれるところはないか？」

と、探し回る。

決して「仕事をしてソレで返そう」とは思いもしない。

冷静になれば誰でも分かることが、多額の借金から守りたいモノがあると冷静な判断が出来なくなってしまう。

自分だけなら諦めが付くのだろうが、第三者の連帯保証人がいるとなれば、そう簡単に割り切る事は出来ない。

自分の借金で他人の生活まで脅かしてしまうのだから、何が何でも他人に迷惑をかけないようにと、無理をしてしまう。

この瞬間に借金病の菌が心に入り込む。

折角の救いの蜘蛛の糸を掴まずにスルーした私は、借金病の末期になっていた。

4件だった闇金も1ヶ月後には倍の8件に膨れ上がり、闇金からの総借入額も1000万円になってしまった。

8件もの闇金があると、ほぼ毎日期日である。

ジャンプ金だけでも納めようとしても、最低毎日、20万円は必要になり、1週間だとジャンプ金だけでも200万円が飛んでいく。

それでも目が覚めずに9件目の闇金に手を出した時に事件は起きた。

翌日が期日だという事で、新規の闇金業者を事務所に呼んで、お決まりの書類を見せている時であった。

当座預金がある銀行から手形が取り立てに回ってきて、当座の現金が足りないという事だった。

金額と手形番号を確認すると明日期日の闇金業者に渡したモノだった。

父はバタバタとし始め、闇金業者に電話した。

「明日じゃなかったのか？」

「今日ですよ。昨日連絡なかったから回しちゃいました」

「今日は無理だから手形を依頼返却してくれ。明日ジャンプ金支払うから」

「今日、ジャンプ金振り込んで貰わないと、依頼返却は出来ませんよ」

「今日は無理だ。頼むから明日まで待っててくれ。このままじゃ不渡りになってしまう」

「上と相談してからまた電話しますから」

電話を切った瞬間に新顔闇金が

「今の電話、他の業者から手形が回って来たの？隠しても無駄だから正直に言ってよ」

若造とはいえ、抜け目のないヤツだった。

「兎に角、今日は無理って言えば相手は依頼返却するから大丈夫。だけど、ウチはコレ聞いちゃったらもう貸せないからさ。それに電話で確認したらウチの系列業者から借りてるよね？ウリウリファイナンスから借りてるでしょ？」

父が電話している間に外で仲間に確認を入れていたようだ。

「ウリウリさん今からここに来るっていうから、話聞いてもらいなよ。色々相談に乗ってくれるからさ」

父の顔色が変わり

「それって取り立てに来るって事か？」

「取り立てにきたってお金無いでしょ(笑)でもまあ車とかは持って行くとは思うけどね」

それは十分取り立てだと思っただが。

1時間後にウリウリファイナンスが来た。それも大勢(6人)

「回ってきた手形はどうされました？」

身なりは思いっきり闇金だが、口調はとても紳士的だ。

「なんとか依頼返却してもらった」

「それは良かったですね」

ウリウリ君が来る間、手形を回してきた闇金と電話で交渉して、明日ジャンプ金を支払うことで依頼返却に応じてもらった。

「んで、ウチは貸したばかりでして、まだ1回も期日来てないんですよ。その状態でこんな事を聞かされてしまうと、普通だったら即回収なんですけどね。調べたらウチの系列系の業者が古くからお付き合いさせてもらっているという事ですので、無理な取り立てはしないようにと上から言われているんです。」

最初に闇金から借りてからもう1年以上経つ。

ソイツらが同系列であれば、ウチは上客だ。

「でも、社長。このまま何も保全しないで帰る訳には行かないんで、車預からせて下さい。乗用車ありましたよね？」

闇金から借りる時は、所有している車の車種やナンバーを書かされるので、誤魔化しようは無い。

「その代わりに、30万円貸しますよ。コレと前にお貸しした50万円で合計80万円が元金となりますけど」

「ありがとう。車は持って行ってくれ。本当に助かるよ」

父は礼まで言って車を差し出した。

明日になればこの30万円は瞬間的に消えてなくなる。

父は笑顔で

「良かったなあ。普通なら貸すどころか身ぐるみ剥がされる場所だった」

何言ってるんだ、このオヤジは？

闇金に車持ってかかっているのに良かったって何だ？

何で、車持ってかかっているのに笑ってるんだ？

父のこの異常な行動に私は一気に目が覚めた。

何を言っているんだ？闇金から金借りて良かったって何だ？

車まで持ってかかっているのに良かったってなんだ？

そもそも明日以降の支払いはどうするんだ？

もう金を用意する力なんて全くない。

つーか、もう限界だ。

毎日、こんな調子で借り続けて、それで利息だけ支払い続けたって、借金だけ増えるだけで何も変わりはない。

いや、借金が増え続けるからこのままだと毎日、終わりのない地獄の底へと引きずり込まれていく。

私の借金病はココで回復し始めたようだ。

人は目イッパイ、地獄を経験すると目が覚める瞬間があるのかもしれない。

その日の夜。私は携帯電話に登録した彼の電話に掛けた。

もう一度、蜘蛛の糸を垂らしてもらおう為に。

## 10. 救世主との出会い

---

電話の向こうの彼はとても冷静で暖かかった。

1度は信頼出来ずに、彼の忠告を聞き入れなかった私に彼は何の拘りもなく、全てを受け止めてくれた。

「明日、東京ですが勉強会があるので出席しませんか？その上で私を信用してもらえるなら勉強会後に詳しい話を聞きますから。」

何も考えずに「お願いします」と即答した。

何十年ぶりに電車に乗って東京に出掛けた。緊張と知らない場所に行く事に対して慎重になり過ぎた結果、2時間前に会場に着いてしまった(笑)

電車の中では何も考えなかったのだが、ココに来て時間の余裕もあるせいか、色々な事を考え始めた。

ヤクザもんだったらぶん殴って逃げよう。

言葉巧みに騙す新興宗教だったら？

借金まみれのヤツを新興宗教が狙うワケねーか。

新手の詐欺だったら？

ソレも金が無いヤツを狙うワケねーだろ。

それよりも、もしコレでもダメだったらどうする？

そうだったら一家で夜逃げしかねーか・・・

緊張と不安が余計な時間を数倍にも長く感じさせた。

勉強会まで1時間もある。

時計を見て顔を上げた時、一人の男が近寄ってくるのが目に入った。



「山本さんですか？吉田猫次郎といいます」

目の前に現れた男は、ヤクザもんでもチンピラでもなかった。

どう見てもオタクっぼい、とっちゃん坊やにしか見えなかった。

「はい。山本です。今日のご招待頂き、ありがとうございました」

「勉強会前にお話と思ったのですが、緊急で対応しないといけないコトが出来てしまったので、予定通りに勉強会後にお話聞きますから」

彼はそう言うと、彼の相談者で私と同じ経験をされたk氏を紹介し、勉強会までk氏と話してくれと言って足早に去っていった。

「猫さんは緊急の闇金相談の為に電話しに行ったんだ」

k氏も猫さんと違う系統のオタクっぼい人だった。

k氏も私や猫さんと同じ借金のフルコースの経験者で、闇金以外はまだ解決していないとのコトだった。

「僕もたった3ヶ月前に相談に行ったんだ。だからアナタと大して変わらないよ」

k氏は自身の体験した闇金とのバトルを詳細に話してくれた。ソレは本当にリアルで、壮絶な体験談だった。

「でもね、今は闇金とは縁が切れたし、手形・小切手に追われる日々に怯えなくて済むだけで天国のようだよ」

彼の話は決して生やさしいモノではなかった。ソレをたった3ヶ月後には笑って人に話せるなんて・・・ソレも見ず知らずのたった数十分前に初めて会った男に。

勉強会の参加者の殆どが既に猫さんにアドバイスをもらっている人達で、近況報告と質問が多かった。

私と同様に初めて勉強会に参加した人もいたが、私のように何もかも初めてというヤツは居なかった。

勉強会は彼の講義などなく、参加者が順番に自己紹介がてら債務状況や抱えている悩み、質問などをして、それに猫さんやベテラン相談者が答えていくという方式だった。

私は新参モノというコトもあり、一番最後だった。人の話を真剣にこんなに集中して聞いたのは初めてだった。

私の番になり、一気に自分の仕事と債務状況を話した。自分でも信じられないくらい、一気にそして今まで誰にも話せなかった事に対する反動のように。

この姿が後に常連参加者の話題となり、「機関銃のように喋りまくった」という事から、私のニックネーム(HN)「重機関銃」が決まった。

勉強会後の懇親会にも参加させてもらい、猫さん始め、参加者の先輩達の話にも勇気づけられ、私の気持ちは完全に固まった。

話が盛り上がり、終電を逃した私は、参加者と夜通し話し、始発電車に乗って家に帰った。

父と家族全員に昨日の出来事を話し

「俺は彼らのように借金を自力で整理する。そして心の底から笑うんだ」

渋る父を強制的に説得して、私の債務整理との戦いが始まった。

## 11. 闇金との戦い方

---

債務整理の手始めは闇金。

金利の高い順番に手をつけていかないと、一遍にでは手が回らないからだ。

闇金は出資法違反(年利29.2%上限)であり、刑事罰対象になる。

また、民法の不法原因給付の解釈であれば、最初から違法行為目的で支払った(受け取った)金員は元金すら返却しなくても良いという事になる。

この2点から「オメーは犯罪者だから警察に突き出せれなくなかったら、手形・小切手返して借金チャラにしろ」と言えば良い。

まずは、相手がどこの誰だかを出来るだけ調べる。これは相手からもらった名刺に書かれた情報などを貸金業登録を調べられるHPで照会するのがベスト。

全ての情報が名刺通りのケースもあるし、名前は違うが住所や電話電話番号が同じというケースもある。

また、どのデーターも該当なしと出た場合は、無登録業者である。

次に業者別に一番最初の取引から時経列順に受け取ったお金・金利として払ったお金・返したお金を表にする。

これによっていくら借りて、いくら支払ったのか一目瞭然となる。

以下、私が当時使った闇金に出した書面。通称「ご通知」。これに貸し借りの一覧表を添付して相手に送付する。

債権者

〒170-0013 東京都豊島区西池袋0-00-00

ウリウリファイナンス 御中

電話(03)5956-0000

代表者 金 ○○ 殿

登録番号 東京都知事(1)17000号

債務者（通知人）

〒000-0000 神奈川県横須賀市ヤンキー町4-6-49

有限会社 山本不動産

代表取締役 山本 ほか社員一同

電話（00）000-0000

御通知

毎度大変お世話になっております。

さてこのたびは、弊社の資金繰り状況が極めて悪化してきたため、今後のお取引について御相談させていただきたく、このような文書を送付させて頂きました。大変恐縮ですが、最後までお読み頂き、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

私共は、ウリウリファイナンス様より、平成14年2月13日に金120万円（利息先取り20万円、手取り額100万円）を借り受け、その後5月13日に100万円（利息先取り17万円、手取り83万円）を、合計で2口、計183万円を借り受けました。

これに対し、私共は、平成14年2月22日から5月1日までに、計9回に分けて、合計で、約3ヶ月の間に、金280万円を返済してきました。

これは、言うまでもなく、出資法で定める上限金利をオーバーしています

実際の法定金利に沿って計算すれば、受け取り金額183万円に対する年利29.2%の金利を日数分お支払う計算になりますので、法定の上限利息は約13万5千円となります。しかし私共は、現時点ですでに受け取り元金プラス97万円のお利息をお支払いしている計算になりますので、出資法の上限金利と比較して、約83万5千円の過払いが生じていることとなります。

つきましては、私共社員一同からのお願いなのですが、ここで債権債務ゼロの和解をお願いしたく、御通知させていただきます。同時に、貴殿にお預けしてある全ての小切手の返却を求めます。（過払い分のお利息の返還請求などは致しません。あくまでも債権債務ゼロでの和解を求めます。）

貴殿から見れば、このようなお願いは大変図々しいと思われるかもしれませんが、しかし、そもそもこの借り入れをした当時は、法定利息に関する知識や貸金業規制法などに関する知識を全く持ち合わせておらず、ただ言われるままに法外な金利での借り入れを受けてしまったものであります。私共家族としては、借りたものは返すのが当たり前だと認識していますが、上に述べさせて頂いたとおり、計算上は既に元金と法定金利を十分返済したことになっておりますし、法外な金利分に関してはお支払いする余力が全くありませんので、この件につきましてご理解頂けな

い場合は、やむをえず、民事訴訟などによって法的にきちんと話し合いさせていただきたく存じます。繰り返しますが、借りたものを返すのは当たり前、しかし、法外な金利はお支払いする余力はありません。

ちなみに、弁護士に相談したところ、貴殿が通知人に送金した元金は、上記のような不法の利益を得るために交付された金員ですから、厳密に言えば、民法708条により、不法原因給付として、本来返還義務のないものであります。

(参考： 民法708条本文： 不法ノ原因ノ為メ給付ヲ為シタル者ハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス)

以上ご勘案の上、どうかここで債権債務ゼロの和解、および小切手や重要書類の変換をお願い致します。

もし万一、和解に応じて頂けない場合、あるいは私共社員家族などに違法な督促があった場合、あるいは小切手の返却が無かった場合、あるいは小切手を取り立てに回すようなことがあった場合には、やむをえず、貴殿の貸金業登録、代表者、銀行預金口座、電話契約名義、事務所の賃借名義などを調査の上、出資法違反により、刑事告発をするしかありません。 またこの場合、83万5千円の不当利得返還請求訴訟だけでなく、貸金の数百倍の金額の慰謝料請求権が発生することも考えられますので、ご注意下さい。

このような文書をお送りするのは大変失礼かと存じますが、私共としても、生きていくために必死になって考え抜き、何人かの専門家に相談した結果の結論です。 貴殿には大変感謝しておりますが、会社を存続するためにはこのようなお願いをするしか方法がありません。どうかご理解くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上

平成14年5月19日

有限会社 山本不動産 代表者および社員一同より

## 12. 闇金との決戦

---

闇金8社の内、4社が過払いで、1社がゼロ、3社に残債務が残っていた。

早速、猫さんにアドバイスを貰い、例のご通知を作った。

過払い4社には例のご通知を送り、債務ゼロには内容を少し変えて債務ゼロでの和解の通知を出した。

再計算しても残債務が残る3社には「今まで支払った金額を元金充当した残りの債務を少額の分割支払いで」という内容に変えて通知をした。

8社全てに一気に郵送したので、相手からの反応は一気に来ると予想されたが、直ぐに反応して来た業者は2社だった。

「こんな事言われてもウチは飲む気がないよ」

「そこに書いてある通りに法律的には払い過ぎていたので、返せとは言わないからゼロ和解して欲しい。条件を飲んでくれなければ警察に行くだけだよ」

「本当に苦しいの？」

「本当だよ。オタクと同じ業者が他にも7社あるし、銀行や商工ローンだってあるから」

「そうか・・・本当にゼロ和解したら警察に行かないか？」

「こっちも借りた時は本当に助かったから、ゼロ和解して預けてある小切手を返してくれたらソレでいい」

「分かった。和解書送るからそれに印鑑押して返してくれ。小切手は今日中に郵送する」

「どうもありがとう」

もう1社も同じような感じだった。

電話で話した時間は20分程度。たった20分の電話で200万の借金が消えた。

他の過払いの1社なんぞは、あまりにも何も言ってこないから、こちらから電話をしたら

「良く分かりました。ウチはこれでいいですから」

っと、丁寧な口調でゼロ和解に応じた。こちらは5分も掛かっていなかっただろう。

ゼロ和解1社が少し抵抗したが、翌日にはゼロ和解に応じてくれた。

残債務が残る3社は全てが

「今日じゃなくてもいいからもう少し話し合おう。もう無理な取り立ても手形を回すこともしないから」

と、交渉の土台に乗ってくれた。

吉田猫次郎、恐るべし。

私は人生で初めて、本気で人を尊敬し、心から感謝した。

朝から始めて時間は既に夕方だった。外に出てたら本当に綺麗な夕日が目に入った。

こんなにはっきりと夕日を眺めたのは久しぶりだった。

無意識には感じていたのだろうが、心にそんなそんな余裕が無かったのだろう。

真っ暗な暗闇の先から小さな光が見えた。まだ本当に小さな光だけど、それは今までに見たこともない明るさだった。

### 13. 商工ローンとの戦い

---

闇金が終わっただけで、まだ多くの問題が残っている。

次は商工ローン2社だ。

両方とも手形を預けてあるので、これも早急に対応しないと期日が来る。

当時は商工ローン相手に、利息制限法での引き直しによる過払いを請求するなんて弁護士でさえ、逃げ出す案件だった。

ただ、「腎臓売れ！肝臓売れ！」の事件から、悪質な商工ローンに対して、極少数だが有志の弁護士達が立ち上がっていた。

私は猫さんの知り合いの弁護士から、商工ローン対策弁護団の資料を譲り受け、ソレを元に過払い訴訟に踏み切る事にした。

ウチはこの2社とも、9年のつき合いがある。

コレだけの取引期間があれば過払いの可能性は十分あった。

しかし、当時の商工ローンは過払いを真っ向から否定していた。

よって、今のように商工ローンから取引履歴を取り寄せる事は不可能だった。

だから、自身で9年間の履歴を利息制限法に引き直し、訴状を書かなければならない。

ラッキーだったのは父の唯一の長所である几帳面という事だった。

この2社との取引書面をご丁寧に全て取って置いてあったのだ。

ただ、他の領収伝票と一緒に保存されているので、まずはコレを集めて時経列順に並べる作業が大変だった。

そしてソレを利息制限法での引き直し計算をし直す為に、専用ソフトに入力していく作業も、単純作業だが9年分はさすがに堪えた。



仕事が暇とはいえ、日中は現場で仕事をして夕方～夜に入力するという作業が続いた。

過払いにはなっているだろうと予測は出来ていたけど、それがいくらであるかはっきりしないと次の一手が打てないのである。

そして、利息制限法の金利に引き直した結果、驚く数字がPC画面に映し出された。

S社は過払いが1200万円。

N社の過払いは1400万円。

今現在のS社、N社への債務残高は各1000万円ずつ。

2000万円借金があると思ったら、2600万円も払い過ぎていたのである。

この過払いには、私が夢見ていた、最高なモノも付いていた。

過払いだという事は、債務が存在しないという事でもある。

債務が無いという事はソレの連帯保証も無くなるという事になる。

この2社の借入に私と父・母の他に弟、義理父、取引先の社長、父の知人が連帯保証人となっていた。

正直、過払い金なんてどうでもよかった。

私の一番の望みは、私と父以外の連帯保証人を外す事だった。

私は猫さんと作戦を練って、まずは特定調停でこの2社の動きを停めて、その間に訴状を作成して一気に過払い返還請求訴訟(不当利得返還請求訴訟)に踏み切る計画を立てた。

コレは手形の期日が迫っていて、訴状を作成する時間がないので、その時間稼ぎをする為に特定調停を利用し、特定調停の事前措置が通れば特定調停期間中は手形を取り立てに回せなくなるという法律を利用する為だった。

ただし、この方法は猫さんも使った事がなく、知り合いの弁護士も理論的には可能だが、実績が少ない為、ある意味、やってみないと分からない状態だった。

しかし私には考えている時間が無かった。

闇金を撃破した勢いも手伝って、商工ローン2社に対して東京簡易裁判所へと特定調停を申請した。

東京簡易裁判所を選んだのは、当時、特定調停自体が始まったばかりで、経験件数の面で東京簡裁を選んだのだ。

闇金は短期間でケリが付いたが、商工ローンは長い戦いになると覚悟はしていた。

しかし、この戦いが非常に困難でこれほどまで長い戦いになるとは思ってもいなかった。

## 14. 特定調停と事前措置

---

特定調停では過払いは請求しない。

過払いが認知された今では特定調停でも過払いを請求できるようになったが、当時は特定調停での過払い請求は認めていなかった。

よって、私は少額での分割支払いの請求にした。相手に過払い請求をするという事を隠したかったのと、相手を特定調停の土俵に乗せないと言時間稼ぎが出来ないからである。

特定調停は「調停」という名の通り、あくまでも双方の話し合いで決める事で、それを裁判所(調停委員)が仲介に立つというシステムだ。

よって、相手が特定調停を拒否する事も可能なのだ。

そして、特定調停を申請した債務者を債権者は許さない。

直ぐに回収に入り、連帯保証人へと手を延ばす。

また、手形を渡してある商工ローン相手には特定調停の事前措置という申請もしないといけない。

コレは特定調停中に調停を妨げる可能性がある取り立てを裁判所命令で停止出来るというシステム。

コレに背いても10万円程度の罰金で済むのだが、金融機関にとって、裁判所の命令に背くという事は、最低でも営業停止の行政処分対象になる為、効き目は十分にある。

ただ、事前措置による手形の停止は猫さんも初めての経験で、かなりハードルが高いと聞かされた。

しかし迷っている暇は無かった。

書類を用意し、霞ヶ関にある東京簡易裁判所へと向かった。

特定調停の申請は簡単に済んだが、やはり事前措置は直ぐにOKが出ず、翌日に裁判官との面接後に結果が出るとの事だった。

最初の手形の期日は4日後だった。

翌日も霞ヶ関まで片道2時間を掛けて、裁判官との面接に望んだ。

色々と壁はあったが、何とか裁判官をねじ伏せて事前措置を認めてもらった。

帰ってからS社とN社に特定調停の受理書と事前措置の受理書をFAXした。

これは裁判所から書面が相手に届くタイムラグをなくす為で、手形の期日が迫っている対策として必要だった。

両社の対応は紳士的だった。「裁判所で会いましょう」という感じで、少し拍子抜けした。

私は戦闘開始と共に、つかの間の休息が出来ると安堵した。

しかし、その安堵を恐怖に変える出来事が起きた。

事前措置で止めたはずのN社の手形が取り立てに回ってきたのだ。

「オメー、手形は止められるんじゃないのか？オマエが大丈夫だからと言ったから信じてやったのに」

父は狼狽え、私に罵声を浴びせた。

「どうにかしろ！不渡りになったらオマエのせいだ」

父も納得しての特定調停であり事前措置だった。

年のせいもあるが、全ての手続きや猫さんとの打ち合わせも私に任せっきりで

「俺は年だから、良く分からない」

っと、私が仕事終わりから始める書面作りも手伝うそぶりも見せず、毎日18時には家に帰っていた。

そんな身勝手な行動も、人任せな言動も、私は受け入れていた。

そもそも商工ローンも銀行も私が連帯保証したのは、私が経営の実権を握る前の事で

「ここにサインと実印を押せ」

の一言だけで、数億円の連帯保証人にさせられた。

それでも、私はコレを自分の借金だと思い、自分で何とかしようと考えていた。

ソレは父ではなく、私を信用して連帯保証してくれた義理父や取引先の社長に迷惑を掛ける事は出来ないという一心だった。

そんな思いも知らず、父は私に責任だけを押しつけ、成功だけを自身の功績としていた。

しかし、私は怒って放り投げる事は出来なかった。

私を信じてくれた人達の為に。

直ぐにN社に電話をし

「事前措置で手形は取り立て出来ないはずだけど」

っと、抗議をした。

「すみません。こちらの手続き上の関係で手形が回ってしまいました。今、依頼返却の手続きを取っていますから、午後には下げられると思います」

後で分かったのだが、コレはN社恒例の脅しだった。

「特定調停なんてやったって無駄だよ」

っという、手形という零細企業にとっては命を握られている最強の武器を持っているんだぞという脅しだ。

狼狽える父に説明をして、私は現場周りの為に外へと出た。

この時、既に私は父と同じ空間にいる事が耐えられなかった。

爆発しそうな気持ちを押さえる為には、彼(父)の顔を見ない事が唯一の方法だった。

## 15. 手形の止め方

---

特定調停と同時に一つ、手を打っていた。

それは当座がある銀行に対して指定手形の決済の無効の手続きだ。

コレは「裁判所から手形決済差し止め命令が出ているのだから、万が一、その手形が回って来ても決済するなよ」という手続きだ。

正直、コレは特定調停よりも大変だった。

まずは銀行に説明をしなければならず、「特定調停をしている」というだけで金融機関への信頼度はガタ落ちになる。当座も解約されてしまう恐れもある。

また、止める手形の1枚に対して1枚の申請書となるので、数十枚ある手形を止めるのに手形と同じ枚数の申請書が必要だった。

(実はコレが一番大変だった・・・)

田舎の支店では殆ど、取り扱った事のない事例だったので、担当者は副支店長が対応してくれたが、本部とのやりとりをしながらの手続きとなった為、時間も掛かった。

「申請通りの手形であれば止められますが、裏書きなどされて第三者からの取り立てという事になると、ソレが善意か悪意かという判断が出来兼ねますので、当行としてはその手形を止める事は出来ません」

要は、S社やN社から直接回ってきた手形なら止められるけど、両者が第三者に手形を譲って、その第三者が事情を知らずに回して来たら、取り立てを止める事は出来ないという事だ。

正直、大した効力があるとは思えなかったが、手探り状態で始めた事なので、出来る事は全てやっておきたかった。

案の定、前記のN社の脅し行為の際、裏書きされた手形が第三者(大手銀行)から回ってきた時、副支店長から大慌てで電話が掛かってきた(笑)

私はどうしても当座を解約したかった。

だから副支店長に最終に切った手形の期日が過ぎた時点で当座は解約されると聞いた時には、こ

の手続きをやった甲斐があったと思った。

しかし父はどうしてもこの当座を守りたかった。

既に借入先全ての返済を止めている為に他の当座は全部解約されていた。

この銀行だけが借入のないところだったので、唯一残っている当座だったからだ。

この件でも父から罵倒された。

「当座が無くなったらどうするんだ！？手形が切れなければどうやって仕事をして行くつもりだ！？」

父はこの後に及んでまだ手形で仕入れの支払いをしようと考えていた。

既にウチは「いつ潰れるか分からない」と噂が広まり、大きな仕事など期待出来ない状態だった。

でも私はコレがチャンスだと思っていた。

小さな仕事からまた初めていけばいいし、小さい仕事ならこっちのリスクも少なくて済む。

「会社が潰れたらオマエの責任だからな！」

闇金から始まった債務整理は常に私が行ってきたのは確かだ。

しかし、実行する前に父には必ず確認を取って、了解を得てから行って来た。

「俺は分からないからオマエに任せる」

父はいつもこう言って私の問い掛けに答えてきた。

この時も今現在も父が代表取締役だ。

(父は未だに社長という地位を捨てきれずに、仕事など全く無いにも関わらず、現在もこの会社を続けている)

一代で築いてきた事に対しての敬意と、社長としてのプライドを傷つけないようにと考えた上で



の行動だった。

この時既に、私は父からの罵倒に対して何も感じなくなっていた。

既に止まる事など出来ないところまで進んで来た。

何がどうなっても、ウチには進むしか道は無い。

父に何を言われようとも、もう止まる事は出来ないのだ。

## 16. 特定調停・第一回目

---

特定調停はS社・N社とも別々に行う。

但し、期日は同日となるので、横須賀から霞ヶ関まで行く我々にとって、非常に便利ではあった。

しかし、原則的に全ての申し立て人が出席する事が必要なので、父や私を含め、連帯保証人さん達にも同席してもらう事になる。

そういった意味でも月1回で済むのは楽だ。  
(調停は申し立て案件に対して原則、月1回)

第一回目の調停日は、申し立て人と調停委員の顔合わせ的なモノと、面接のようなモノだ。

本当に調停を進めてもいいのかどうかを決める場でもある。

また、被告(申し立てられた側はこう呼ばれる)は第一回目は書面、若しくは電話でもOKだ。

よって、我々の第一回目はS社・N社の両方の案件に対しての面談となる。

「商工ローン相手に調停は無理だよ」

調停委員の第一声はコレだった。

「アイツらは調停には絶対応じないから」

このままでは調停が不調に終わってしまうと考えた私は

「実はまだ全ての計算が終わっていないのですが、2社とも過払いが出るのです。だから計算が終わり次第、訴訟に切り替えるつもりです。しかし、それまで預けてある手形の期日が来てしまい、それを事前措置で止めて手形を無効にしてから訴訟にしたいと考えています。」

私はありのままの作戦を調停委員に話した。

手形はその性質上、期日が過ぎるとただの紙切れになる。ソレが今回の特定調停・事前措置をヤル真意だった。

調停委員は資料の金銭消費貸借契約書の日付けを確かめ

「確かに、これだけ長く借りていれば過払いになる可能性は高いね……」

A調停委員はB調停委員にゴソゴソと耳打ちをした。

(調停は2名の調停委員と担当する裁判官がいる)

「よし、分かった。調停続行として期日を決めよう。相手が何を言ってきたとしても、調停委員の権限で続行すると伝えるから。」

それまで毅然とした態度だった調停委員の顔がゆるみ

「コイツらに今まで我々も嫌な思いをさせられたから、ここで一発、ギャフンと言わせたいしな(笑)」

2人の調停委員はニコニコと笑い

「でも、大変なのはコレからだからね。今日は個人として言っているけど次回からは調停委員としての立場で発言しなければならないから、ちゃんと筋が通るようにしてきてよ」

私は差し出された手を両手で握り

「ありがとうございます。本当に感謝します」

っと、下を向いて流れる涙を隠した。

ここでも風が吹いていた。

裁判所内でも商工ローンに対して態度が悪いという「風」が吹いていたのだ。

## 17. 特定調停・第二回目

---

「ウチは和解するつもりはありません」

S社の答えは分かっていた。

「でも、他でも同じような裁判ヤられているでしょ？」

調停委員も食い下がる。

「まだ裁判の結果はどれも出ていない。今の段階でウチは違法行為をしているという事にはならないでしょ？ 約定通り支払えなくなったら、契約書通りにウチは回収しますよ」

「兎に角、頭ごなしに和解しないと言わずに、もう少し考えて下さい。でないと、調停の意味が無くなってしまう」

苦しいながらも調停委員も意地を見せている。

「次回期日までに双方、歩み寄った提案を考えて来て下さい」

S社は慚然として顔をして渋々、調停の続行に応じた。

その後のN社も同じだった。

その日の調停の終了後、調停委員が話しがあるからと私だけを呼び止めた。

「あれじゃあ、引き延ばすにも後1回が限界かもしれないよ」

「何とか、頑張ってみます」

「今から個人に戻っての独り言だけど、調停は和解にしろ不調にしろ関係者全員が揃っていないと成立しないんだよなあ」

そう言い終わると調停委員はニヤッと笑った。

次回期日は欠席者を出せということだった。

何も言わず深くお辞儀をして簡裁を後にした。

両社に預けてある手形の最後の期日は約1ヶ月半後だった。

だから最低でも後1回は調停を継続させなければならない。

訴訟も初めてのことで、どうなるかまるで検討も付かない。

弁護士を雇うお金も無いから、自分で戦わなくてはならない。

猫さんも他の相談者を見なくてはならないから、私一人に時間を裂くわけにはいかない。

次の調停期日までに訴状を作って、もう1回だけ期日を入れてもらい、その間に提訴して調停を取り下げるしかなかった。

猫さんから貰った過払い訴訟の資料を元に、その日から初めての訴状作りが始まった。

## 18.最後の特定調停

---

無い脳味噌をフル回転させ、猫さんにアドバイスを受けながら、訴状は何とか出来上がった。

しかしここで大きな問題が発生した。

提訴するにはお金が掛かるのだ。ソレも裁判所へと納金する費用。

S社・N社に対して1000万円オーバーの過払い金を請求する。

その請求額に応じて、裁判所への納金額が決まるのだが、ウチの場合、1社あたり10万円を超える。総額で20万円だ。

企業だったら20万円の現金くらい、常時持っているだろうと思う人は、今までとても恵まれた環境で過ごして来られたのであろう。

債務整理をしようと決意した時から、会社の全ての借金の返済を止めた。

普通ならコレで資金繰りも楽になると思うだろうが、仕事もゼロに近い状態だったから、入ってくるお金も無い。

特に日銭が稼げる商売ではない、不動産・建築業は、入れば高額だが、タイミングによっては1ヶ月入金予定が無いなんてザラにある。

結果、20万円を用立てる為に、特定調停をもう1回、延ばしてもらい、次の期日前に提訴して、その足で特定調停を取り下げる事になった。

前回の調停委員の独り言を参考に、父・私・母の3人だけで調停に望んだ。

「申し立て人が全員そろっていないようですね。調停を成立しようという気があるのでしょうか？」

N社の担当者が、鬼の首を取ったような勢いで、調停委員に食い下がった。

「これじゃ、和解なんて出きるわけない。不調にして下さいよ」

「N社さんはこの前の山本氏から提示された支払い計画案について考えて来てくれましたか？」

「ウチは約定通りの支払いしか認められないって、最初から言っているでしょ」

N社の担当者は、顔ほ赤くし、少し興奮気味だった。

コイツ、今日で不調にするつもりだな。

私は用意してきた今日の切り札を出した。

「あれから、少しでも約定通りの返済に近づけられないか検討してみたのですが、N社さんの希望する金額には届かないのですが、前回の返済額よりは多く返せる返済計画案を考えて来ました」

勿論、デタラメな返済計画案である。

こちら側は努力して歩み寄る姿勢を見せて、調停委員に「N社さんも帰って検討してみてください」と言って貰う為だけに作ったモノだ。

N社は抵抗したものの、全員が揃っていないという事と、こちら側から新しい提案が出たという事で、再度検討して次回に結審するという事になった。

S社にも同様に対応し、次回期日を1ヶ月後に決定した。

調停室を出た廊下で、調停委員が

「私達の出きる事はここまでだよ。これから大変だろうけど頑張ってね」

世間一般の常識というモノであれば

借りた金を返せないヤツが悪いのであって、その行為に対しては誰もが「なんとかして返さない」と言うだろう。

しかし、状況が揃えばソレが逆転する場合が存在し、応援してくれる人までいるのだ。

最初に簡裁に来た時は、緊張と恐怖からか、厳格で冷たいイメージだった。法律とはそういうモノで、法を扱う人は気持ちや思いなど入り込む余地などない、冷血な人なんだろうと思っていた

。

しかし、ココにも人へ対する思いや、弱者に対する慈悲の心が存在した。

調停委員が差し出した手は力強くて、暖かった。



## 19.過払い訴訟・提訴

---

訴え提訴の手数料(裁判所への納金)が調達出来たので、東京地裁へとS社・N社に対して過払い金の請求訴訟を提訴しに行った。

正式には「不当利得返還請求」

不当に取りやがった金を返せよ、というシンプルな訴えだが、「不当に取った」という事を証明しなければならないので、コレが結構大変なのだ(当時)

当時の高利で貸付ける金融機関は、出資法での上限金利29.2%ギリギリの金利を取っていた。

コレはコレで法律に定められた値だから、上回らなければ違法では無い。

しかし貸金業者には「利息制限法」というもう一つ、金利を制限した法律があり、

100万円を越える	15%
100万円未満～10万円以下	18%
10万円未満	20%

コレを上限とする利息は取ってはダメよという法律がある。

原則的に貸金業者は利息制限法の利率を厳守しなければならないのだが

- ・借手が2つの法律がある事を知っているにも関わらず、出資法以内の利率でいいよと言った場合。
- ・借手が利息や元金を支払った瞬間に領収書を渡す。
- ・領収書に詳細事項を記入する。
- ・貸し金の契約書を発行しているか。

などの特例条件を全てクリアしていれば利息制限法以上、出資法未満の利息を取ってもいいよという法律がある。

(「みなし弁済」というが、平成22年6月に撤廃)

当時、商工ローンは「みなし弁済だ」と、主張し、過払い金など存在しないと全面的に対決姿勢だった。

だから、「みなし弁済じゃねーべ」という証拠を出さないといけないのだが、まだ裁判所では、ソレがみなし弁済かどうかという結論(最高裁判決)が出ていなかったのだから、簡単な作業では無かった。(コレが当時、弁護士などがやりたがらなかった理由の一つ)

事実、裁判所に訴状を提出した時に

「ん？ 弁護士さんは付けないの？ 商工ローン相手に？」

と言われた。

それでも、提出書類や印紙などに不備が無ければ、裁判所としては受付しないといけないので、事務的に受け付けて貰えた。

日本は公的な手続き・申請は原則、全て本人申請だ。

裁判などによる弁護士の立場は、あくまでも申請人本人の代理人として行う業務であり、裁判だからといって、必ず弁護士が関わらないとダメだということでは無いのだ。

そして、その足で簡裁へと向かい、特定調停の取り下げをした。

(東京地裁と東京簡裁は隣接していて、地下道でも繋がっている。※現在は特定調停を取り扱う部署が錦糸町に移転している。)

この日から、対商工ローンとの戦いの第二章が始まった。

そして、ソレは想像以上に壮絶な戦いだった。

## 20. 第一回口頭弁論

---

今日はS社との第一回目の裁判。

正確には「第一回口頭弁論」という。

裁判は訴えた方が傍聴席から見て、左側。

よって、当たり前だが反対側には被告(裁判では訴えた方が原告。訴えられた方を被告と呼ぶ)

第一回目は被告は書面だけで出席しなくても良い。

案の定、S社は誰も来ず、答弁書だけが提出された。

被告の主張

- 1.原告の主張を認めない。
- 2.本件の被告の主張は次回期日までに、詳細を明らかにする。

以上

要は全面的に戦うという事だ。

「原告、訴状陳述という事でよろしいですね？」

30代の女性の担当裁判官が言った。

本来なら法廷で原告側が提訴した内容を口頭で発言する。

しかし、裁判の時間を短縮する為に、訴状陳述=訴えたい事は訴状通りでいい という事で省略する。

「はい。訴状通りです」

ここまでは猫さんと打ち合わせ済みだ。

「では、次回期日を入れましょう。」

裁判官のスケジュールと我々のスケジュールを照らして、良い日時を決定する。

「それでは、次回は〇月〇日の10時30分という事で」

「原告は、弁護士に依頼しないのですか？ S社相手に本人訴訟はキツイですよ。」

裁判官からも言われた。

「経済的理由で弁護士さんには依頼出来ないのです。相談という形でアドバイス頂いている弁護士さんはいます」

「そうですか。原告の自由ですから、これ以上は言いませんが、覚悟はしておいた方がいいですよ」

そう言って、第一回目は終了した。

掛かった時間は5分。

猫さんからは聞いていたが、第一回目は本当にこんなに簡単終わるものなんだと実感した。

これじゃ、日本の裁判が長く掛かるのも分かる気がする。

片道2時間かけて、本番5分で、また2時間かけて帰る。

「こんなんじゃ、俺は来なくても良かったな」

原告筆頭で主債務者の代表取締役でもある父が言った。

「何言ってるんだ！アンタが原因の借金での裁判だろ？」

連帯保証人の取引先社長が怒鳴った。

「専務(私)の苦労も少しは分かっただろうだ？」

特定調停から連帯保証人さん達には、日時の調整や、書面、主張など、私から一人一人説明に行っていた。

最初は

「大丈夫なのか？」

っと、不安気で、私に対しても良い感情を持っていなかったが、特定調停から訴訟と進むにつれ

「大変だけど頑張ってるな」

っと、励ましてくれるようになっていた。

それまで犬猿の仲であった弟も、私の提案を聞き入れ、仕事を休んで特定調停も裁判も出席してくれていた。

「アンタは自覚を持たなきゃダメだ。人にサインさせる時だけ「迷惑かけないから」と頭を下げるだけで、尻拭いは全て専務にやらせて・・・最低な親だぞ」

「俺は裁判なんかも分からないし、コレは息子が勝手に調べてやっている事で、俺にはまったく相談無しで・・・」

「もう親父は喋らなくていい！大変だけど兄ちゃん頼むよ」

父が人任せで、責任逃れするのは、今始まった事ではないし、既に父の言葉は私には聞こえないようになっていたので、私は苦にもならなかった。

ただ、連帯保証人さん達が分かってくれたダケで、私は十分満足だった。

その後のN社の第一回口頭弁論も全く同じ内容だった。

そして担当裁判官(年輩の男性)から

「弁護士には依頼しないのか？」

っと、言われた。

やはり、商工ローン相手の過払い訴訟はそれだけ難しいものなのだろうか？

日々、案件を扱っている東京地裁の裁判官でさえ「弁護士だって難しい」と言っている。

そんな相手に素人の私か立ち向かえるのだろうか？

不安を抱えたまま、それでも後戻りは出来ない状況に押し潰されそうだった。

## 21.商工ローンの反撃

---

2回目の口頭弁論。

S社は意外にも、弁護士ではなく社員が法廷にやってきた。

主張はあくまでも「みなし弁済」。

但し、今回はその立証資料は間に合わなかったので、次回に提出するという事で、裁判官(女性)から軽いお叱りを受けながらも、10分程度で終わった。

その反面、N社が送り込んで来たのは顧問弁護士。

それも、相当のやり手の弁護士だ。

N社の主張は「保証料と手数料は利息ではない」と「取引は個々であり、一連性はない」という事だった。

N社はまず、借入に際してN保証という保証会社を間に入れる。

そして、保証料と称して高額な金員プラス事務手数料を借入額からその都度、差し引かれる。

ソレらとN社が利息と称して差し引く金額を足すと、借入額の29%ピッタリの額になる。  
(平成12年以前は40.2%)

コレは他に行われている裁判で、「保証料と事務手数料も利息の一部」という地裁判決が出ているが、N社は上告し最高裁で戦っている最中だったので、強気の姿勢だ。

実際に借入当時、ウチの担当者はN社とN保証の2つの名刺を持っていた(コレも証拠)

また、「個々の取引」の主張は、300万円を借りて、4ヶ月後の期日に決済をする時、形式上は300万円を一旦、返してから再度300万円を融資するという形になっていた。

しかし、実際にはこちらが期日に次の借入の利息分のみを当座に入金して、不足分(300万円ー入金済み利息分)をN社がウチの当座に振り込み、そしてその日の期日の手形をN社が決済(取り立て)するといった、明らかに継続している取引だった。

連続性のある取引だと、利息制限法の引き直し計算も連続して計算出来るのだが、一回ずつの個々の取引となると、その都度の引き直し計算となるので、引かれる金額も少ない。

N社の主張に次回期日までに反論書面(準備書面)を提出するというコトになり、10分程度で終了した。

S社は一貫して「みなし弁済だから利息制限法なんて関係ない」という主張。

N社は「保証料は利息ではない。」と「連続した取引ではなく個別の取引。」という主張。

S社の方が強気なのだが、N社は強かさを持っている。

N社に対しては、2つの事を覆す証拠を出さなければならず、少々厄介だ。

また、S社の怠慢さも何か意図があるようで気になる。

初めて相手の戦法と、攻撃力を目の当たりにして、不安は加速して行った。

これからどうなるのだろう。

本当に私で勝てるのだろうか？

もし、負けたら・・・

でも、引き下がる訳にはいかない。

ここで辞めたらその瞬間に連帯保証人さん達に迷惑が掛かる。

もう、絶対に後戻りは出来ないんだ。

でも・・・・・・



帰りの電車が地元に近づく度に、その不安は増していった。

## 22. N社への準備書面

---

N社との3回目以降、焦点は「保証料&事務手数料」と「連続した取引か個別取引か」となった。

私らの主張を当時、裁判に提出した準備書面から書き出してみた。

※(読むと面倒なので、飛ばしてもストーリーには差し支えありません(笑))

### 【保証料&事務手数料】

- 1.被告の計算根拠には、保証料および事務手数料が利息として加算されていない。
- 2.被告は被告の子会社であるN保証の名義で「保証料・事務手数料」を徴収しており、これはN社の利息制限法の上限利率の制約を受けないと主張しているが、この点について、N保証がN社の取立を行なう一部門に過ぎないことを認定した各判決が、実態を直視し、利息制限法3条のみなし利息とする判断が続いている。
- 3.したがって、利息制限法による計算は、保証料、事務手数料を利息として加算すべきである。

### 【取引の連続性】

- 1.被告は「手形貸付は一回ごとに別個独立に成立している」とし、取引の連続性を認めていないが、原告が貸付を受けた際には、それが1回ごとの個別契約であるという認識はない。
- 2.当初の貸付段階で、利息を当座に入金するならば手形の切り返しによって継続することができる、という被告の説明を受けて融資が開始された。資金繰りに窮したからこそ借入をした原告は、そのうちに資金繰りが好転することを期待して、当面金利だけ支払えばよいということに納得して借入れをしたのである。もし仮に、一回目の手形決済予定の4ヶ月先に一括決済である、と聞かされているならば、そもそも借入を始めない者が大多数である。
- 3.また、もし一回で終ることを予定した取引であれば、今後の貸し増しに備えた極度額を定めることも、5年間という基本契約の期間を定めることもなく、一回だけ契約を交わし、その一回で終了する例が多いはずである。
- 4.当初の基本契約書には、極度額と期間を定めて、取引を開始する。継続を予定するからこそ、この形で契約が為され、また、別個独立ではないからこそ、極度額が全体について決められているのである。

5. 決済日以前に債務者に交付させておいた新しい手形を元に被告は天引した金額を当座に入金し、他方、債務者は当座の口座に利息を入金しておき、決済日にその合計額が決済される、という形で、事実として連続している。従って、利息を支払って借り換えを行なう形態の一つと考えられる。当座の口座に同一日に入出金をする被告のやり方については、目の前で現金を行き来させても別個の貸付とすることはできないとされること（大阪地裁平成2年1月19日判決 判例タイムス738号160頁）と同様、同一の貸借であると解される（借り増し、借り換えについては後述）。

6. 上に見たとおり、一連の貸付であることは、被告が意図的に別個であるという扱いをしようとして複雑化しているにも拘らず、明らかである。

#### 【まとめ】

取引経過を被告提出のものと合致させ、それに上記2項の根拠にしたがい保証料・事務手数料を加え利息制限法に引き直して再度計算したところ、別紙の計算書のとおり、過払い金額は〇〇〇〇円となる。

## 23. S社からの攻撃

---

S社は3回目以降も中々、詳細な主張を提出して来なかった。

「弁護士に受任してもらうので、それからにして欲しい」

「まだ、弁護士が決まらない」

っと、2回程度、時間稼ぎとも取れる発言で、流石に裁判官もブチ切れて

「次に弁護士による主張か、反論の準備書面を提出しないと結審しますよ」

「スイマセン。必ず来月には弁護士から準備書面を提出させますから」

S社の魂胆が分からないまま、時間だけが過ぎて行った。

そして、S社の攻撃は思いも寄らない方法でやって来た。

「兄ちゃん、どうしてくれるんだ！」

弟からのいきなりの電話だった。

「S社がオレの給与を差押えて来たぞ！」

！！！！

直ぐに事情が飲み込めなかった。

S社とは裁判中だし、次回までには反論の書面を出すと言っていたのに・・・

S社(N社も)から借りる際に、公正証書が作成されていた。

これは連帯保証人全てに対して、強制執行出来るモノであり、コレによって弟の給与が差押えされたのである。

対策を考える為、猫さんへと連絡をし、取り敢えず差押えの停止の手続きを裁判所へ申請する方法にした。

しかし、ここにも問題があった。過払い訴訟は東京地裁に出しているが、弟の給与差押えは弟の居住地管轄の千葉地裁である為、差押え停止の手続きをするには千葉地裁へと行かなければならなかった。

幸い、弟の会社は一部上場会社で、経理部の方の話しによると「良くある事だから大丈夫だよ」と弟に話してくれたそうだ。

やはり、大手企業に務めている人間は連帯保証人になり易いという属性があり、差押えは良くある事のようなのだ。

私も弟もコレを聞いて少し気持ちが楽になった。

弟は直ぐに休暇が取れなかったなので、取り敢えず、私が弟になりすまして、千葉地裁へと申請の仕方を聞きに行き、上手く行けば申請して来る予定だった。

「事情は分かりますけど、タダの申請じゃ差押えは止められません」

私は千葉地裁の書記官に東京地裁でS社相手に過払い訴訟をしている事。過払いは確実で、連帯保証自体も無くなる事を伝えたが、まだ判決などが出ているワケでは無いので、法律に則った方法でしか止められないとの事だった。

「まずは請求異議の訴訟を提訴してもらいます。そして、ソレを元に差押え執行の仮停止処分の申請をして下さい」

要は手続きが2つ必要だという事だ。

「それと、請求異議の訴訟の費用は少額で済むと思いますが、仮停止処分の申請は供託金が必要となります。」

仮処分の申請だから担保(お金)を供託しろという事だった。

「いくらですか？」

「相手の請求が1000万円以上ですから、本来なら100万円以上となりますが・・・」

裁判官に聞いてくると中座し、数分後、戻ってきた書記官は

「そういう事情だったら、50万円でもいいとの事でした。それとこちらでも裁判は行いますが、東京地裁の経過を見ながらという事になりますから、東京地裁での期日後にこちら(千葉地裁)の期日を入れるという事にしましょう」

裁判の運び方は有難かったが、50万円はキツイ・・・

東京地裁での裁判に勝てば、千葉地裁でも勝てる。そうなれば50万円の供託金は返って来るのだが。

千葉地裁のロビーで弟に電話をし、経過報告をした。

「親父に貸すなら絶対に出さないけど、コレは自分の為にでもあるから50万円は自分で出すよ」

弟も今まで散々、父からカネを無心され続け、挙句の果てに連帯保証人にまでさせられた。私よりも父を憎んでいる。

その日は取り敢えず戻り、一応、父にも報告をしたら

「オメーは何やってるんだ?! 弟の人生狂わす気か! ?」

予想はしていたが、少々堪えた。

「元は誰が借金して、誰が弟にサインさせて連帯保証させたんだ? いつまでも他人ゴトのように思ってるじゃねーよ。」

その後は収集がつかない水掛け論合戦だった(笑)

父に文句を言えばコウなる事が分かっていたので、今までは面倒臭いし、言たって最後には「勝手にしろ!」で逃げられるから、やりたく無かった。

しかし、この日はソレを押さえ込める気力が無かった。

まあ、私も久々に言いたいことも言えたので、多少だがスッキリした(笑)

その後、訴状や申立書は私が作成し、後日、弟と一緒に供託金を積み(法務局)、給与差押えに対する請求異議の訴訟と強制執行の仮停止処分の申し立てを行った。

ズブの素人が、弁護士も逃げ出すS社相手に、東京地裁と千葉地裁の2つの裁判所で争う事になってしまった。

## 24. 続きます。

---

大変申し訳ありませんが、コノ後の続きは、もう少しお待ち下さいm(\_\_)m